

【資料 1】

# 障がい者施策に関する市の取組み 及び法改正の対応について

平成25年7月26日  
新潟市障がい福祉課

## 目 次

### (1) 障がい者施策に関する市の取組みについて

- 【資料 1-①】 (仮称) 障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ  
いかされる新潟市づくり条例検討会について . . . . . 1
- 【資料 1-②】 新潟市・アイエスエフネットグループ・にいがたパイロッ  
トクラブによる障がい者雇用創造プロジェクト協定書 . . . 3
- 【資料 1-③】 障がい者施策に関する市長発言等について . . . . . 5

### (2) 法改正の対応について

- 【資料 1-④】 難病患者向け障がい福祉サービスについて . . . . . 9
- 【資料 1-⑤】 「障害者支援区分」への名称・定義の変更 . . . . . 13

## 【資料1-①】

### (仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかなされる新潟市づくり条例検討会について

#### (目的)

第1条 障がいのある人の公正・平等の取り扱い，差別の禁止，虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め，障がいのある人の人格及び人権が尊重されること，また，障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めることを目的とする「(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかなされる新潟市づくり条例(以下「基本条例」という。)」の検討を行うため，基本条例検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

#### (検討事項)

第2条 検討会は，次に掲げる事項について検討する。

- (1)基本条例に関すること
- (2)その他必要事項

#### ※想定している具体的な検討事項

- ①基本条例の必要性・独自性
- ②差別解消法の分析
- ③差別事例の分析
- ④条例案の検討
- ⑤紛争解決の仕組み など

#### (役割)

1. 提言書・意見書及び障害者差別解消法の分析を行うとともに，基本条例の目的・必要性・独自性について検討すること
2. 差別事例の分析を行い，「何が差別と感じられ，どのような生きづらさを感じているか」共通認識を持つとともに，その解決方法について議論すること
3. 「中間とりまとめ(案)」について議論すること
4. 「条例(案)」について議論すること

※ 市が「条例(案)等」を作成するにあたり，基本条例に関する様々な事項について議論すること。

議決手続きによる意見集約など組織体としての意思決定を行う手続きはできない。

(委員の任期) 平成25年6月1日～平成26年5月31日

## 条例検討会スケジュール(予定)

回数	日程	検討内容	備考
第1回	平成25年 6月20日(木)	○座長及び副座長の選出 ○検討会の役割及び今後の進め方について ○提言書・意見書について ○差別解消法について	
第2回	平成25年 7月18日(木)	○差別事例の分析 検討分野:①福祉, ②医療, ⑧情報・コミュニケーション	各検討分野に係る 関係課及び関係団体へ 参加を依頼予定
第3回	平成25年 8月22日(木)	○差別事例の分析 検討分野:④労働, ⑥建物・公共交通, ⑦住宅	
第4回	平成25年 9月19日(木)	○差別事例の分析 検討分野:③商品販売・サービス提供, ⑤教育, ⑨その他	
第5回	平成25年10月17日(木)	○「中間とりまとめ(案)」について	
第6回	平成25年11月21日(木)	○「中間とりまとめ(案)」について	
		【各区で市民との意見交換会】	
		【市が「条例(案)」を策定】	
第7回	平成26年前半	○「条例(案)」について	
第8回	平成26年前半	○「条例(案)」について	
第9回	平成26年前半	○「最終とりまとめ(案)」作成	

※国の関係法律の動きにより, スケジュールの見直しを行う場合がある

(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ  
 いかされる新潟市づくり条例検討会委員名簿

	氏 名	所 属	役 職
1	石川 渉	(特非)新潟市ろうあ協会	厚生福祉部
2	伊東 佳寿子	公募委員	
3	片桐 洋子	公募委員	
4	金子 誠一	新潟SCDマイマイ	会長
5	川崎 英司	(福)とよさか福祉会	事務局長
6	熊倉 範雄(副座長)	(福)新潟地区手をつなぐ育成会	会長
7	小泉 一樹	新潟県弁護士会	弁護士
8	佐藤 佐智夫	(一社)新潟県経営者協会	事務局長
9	佐藤 洋子	新潟人権擁護委員協議会	啓発委員会委員長
10	正道 沙織	(特非)にいがた温もりの会	運営委員
11	白柏 麻子	(一社)新潟市医師会	理事
12	竹田 一光	(公社)新潟県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ新潟	代表
13	田中 伸至	新潟大学法学部	教授
14	遁所 直樹	(福)自立生活福祉会	事務局長
15	長澤 正樹(座長)	新潟大学教育学部	教授
16	長谷川 イミ	新潟市身体障害者福祉協会連合会	新潟市身体障害者連合 会委託事業経理部長
17	長谷川 美香	(有)ミカユニバーサルデザインオフィス	代表
18	保坂 健一	新潟交通(株)	乗合バス部長
19	榎屋 清則	(特非)にいがた・オーティズム	
20	松永 秀夫	(福)新潟県視覚障害者福祉協会	理事長

(敬称略, 五十音順)

## 新潟市・アイエスエフネットグループ・にいがたパイロットクラブ による障がい者雇用創造プロジェクト協定書

新潟市とアイエスエフネットグループ及びにいがたパイロットクラブは、障がい者の雇用拡大に向け、就労支援体制の強化・充実並びに障がい者の一般雇用創出に向けた様々な取り組みにおいて協力するとともに、地域経済の振興と地場産業の発展に寄与することを目的として三者によるプロジェクトについて連携協定を結びます。

### 1 障がい者雇用の創出と中心市街地のにぎわい創り

アイエスエフネットグループは、中心市街地において、自らの事業活動に基づき、新たな雇用とにぎわいの創出を図り、新潟市は障がい者や関係者へ積極的に情報提供と協力依頼を行います。

### 2 事業運営に関する関係団体、地域住民の協力体制構築

にいがたパイロットクラブは、支援に必要な人材の確保や、生産品目の流通支援や拡大について、関係団体や地域住民との協力体制の構築に取り組みます。

### 3 障がい者の雇用の定着・拡大に向けた研究・検討

三者は、新潟らしさ・地域の産業を活用した障がい者雇用の選択肢拡大や、居住提供による安定した雇用の創出、さらに、就労困難者の雇用拡大について研究・検討を行い、実現を目指します。

平成25年5月31日

新潟市長 篠田 昭 (直筆)

アイエスエフネットグループ代表 渡邊 幸義 (直筆)

にいがたパイロットクラブ会長 江口 歩 (直筆)

## 協定による具体的な取り組み

### 平成25年度予定

#### 「㈱アイエスエフネットライフにいがた」設立

- ・就労移行支援事業（20名）就労継続支援A型事業（20名）

#### 「匠カフェ」・お弁当センターの運営

- ・中心市街地で障がい者が働くカフェを設置し、市民のコミュニケーションの場を創出する。
- ・地元野菜を取り入れた弁当製造部門を併設。周辺オフィスビル等への配達販売を行う。

#### コールセンター事業など順次事業拡大

- ・コールセンター事業 ・就労継続支援B型事業（重度障がい20名）

#### 障がい者雇用のPRイベント、フォーラムの開催

- ・本人/保護者、福祉事業所、特別支援学校、企業、住民参加による気運醸成を図る。

### 今後の障がい者雇用の定着・拡大に向けた研究・検討

- ・通勤負担を緩和した、職-住近接のグループホームの設置
- ・アグリパークなどを活用した農業分野への就業促進
- ・シングルマザーなど就労困難者への雇用の場の創出（スタッフとして雇用）

## 協定内容の役割

- ☞ 新潟市 / 利用者、支援者への情報提供 地域の関係機関との連絡調整
- ☞ アイエスエフネットグループ / 雇用の場の創設 支援技術提供 支援者の育成
- ☞ にいがたパイロットクラブ / 事業関係者、地域との協力体制構築

〈問い合わせ先〉

新潟市福祉部障がい福祉課 課長補佐 山田/主幹 小林 電話 025-226-1235

市長随想

# ひこうき雲

▷112◁

先月20日夜、「障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」(仮称)の第1回検討会を開催しました。

国では法で定める障がい者雇用率をアップし、「障害者差別解消法」も先月、成立しました。本市でも共生社会の実現のために市独自の条例が必要で、来年度には最終条例案をとりまとめます。

検討会は委員の皆さんが集まりやすい午後7時からとしました。20人の委員から「夜の開催は画期的」「多くの部署が参加したのも良い」との指

摘をいただきました。これは従来型への苦言でもありません。

本市では今年度を「障がい者福祉を前進させる年」とし、

## 障がい者雇用など前進

「新潟を拓く10大プロジェクト」の1つと位置づけました。障がい者の就労ニーズを把握し、就労に結びつける「障がい者就業支援センター」を10月に開設します。

障がい者雇用で従来とは違う動きも始まりました。全国で約370人の障がい者雇用

実績のあるIT企業の株式会社アイエスエフネットが、新潟の障がい者福祉政策に関心を示し、進出を決定。5月末には、障がい者支援に取り組んでいる民間団体「にいがたパイロットクラブ」に仲立ちをしてもらい、障がい者雇用促進協定を締結しました。同社は本市に新会社を設立、当

面、障がい者100人の雇用を創出する計画で、本市は各種制度を使って支援します。

アイエスエフネットは知的・精神障がい者の雇用に大きな実績があります。同社の渡邊社長は「障がい者が地域の目立つ場所で、目立つように働く。それが障がい者への

意識を変えることにつながる」と言います。各地で経営する「匠カフェ」は、知的障がい者がIT機器を活用したメニューを持つて、注文を取る方式で知られています。新潟では匠カフェとお弁当センターが近くスタートします。

渡邊社長の講演会も先日開かれ、障がい者や親御さんからの期待も高まっています。関係者との連携を深めて、障がい者の雇用や暮らしを大きく前進させる年としていきます。



藤田 昭





# 新潟を拓く 10大プロジェクト

---



## ① 防災・救援首都

- 拠点インフラや広域ネットワークの強化
- 首都圏等の代替・バックアップ機能

## ② 食育と全小学生の農業体験

- 大農業都市・新潟にふさわしいプロジェクトとして  
全国初の取り組みを1年後に本格スタート
- 教育ファームにつなげる

## ③ ニューフードバレー

- 「日本海拠点」と「田園文化」の2つの都市像を  
つなぐプロジェクト
- 新潟を6次産業化の基地に



## ④ 持続可能な公共交通体系を構築

- バス路線の抜本的再編
- BRT(次世代型バスシステム)の導入

## ⑤ まちなか再生・都心軸の明確化

- 新潟駅連続立体交差事業・  
万代広場整備等との連携
- 各区のまちなかの魅力づくりの推進

## ⑥ 在宅医療・介護の充実

- 住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり

## ⑦ 障がい者施設・雇用の充実

- モデル的な職場づくりの支援や目標数値の設定



## ⑧ 航空機部品産業の本格育成

■ 拠点性の強化と雇用の拡大を目指す

## ⑨ 創造都市づくり

### 食のユネスコ創造都市ネットワーク登録

■ 食文化を活用した創造的なまちづくりで  
**地域活性化へ**

## ⑩ 新潟にふさわしい新しい都市制度確立

■ 目指すべき大都市制度の実現に向けて  
教育・人づくりと地域内分権の深化、**区政創造**を推進

## 平成 25 年「まちづくりトーク 東区」における障がい福祉に関する市長発言

日時：平成 25 年 6 月 2 日（日）

場所：東区プラザ

※まちづくりトーク

市民の皆さんと市長が話し合っ、市民の皆さんの声を市政に反映させる目的で各区で実施

### 発言者

---

公民館が有料になり、ごみ袋も有料化している。もぐらの家は予算の関係でスプリンクラーがつけられず、火事になり、1 人の方が亡くなっている。市の財政が困難ならば、ごみ袋の有料化も公民館の有料化も仕方ないと思うが、細かいところに配慮いただくような、市の財政であってほしい。

### 市長

---

合併建設、あるいは駅周辺の整備といった大事業を行いながら、財政については、次のまちづくりに大きな影響が出ないように、当初の計画より抑えて、財政規律を守りながら行っている。

もぐらの家のことは大変残念であった。スプリンクラーの設置については、新潟市も負担しているが、事業者にも負担が出るので、足踏みをされていた。そういう部分があったので、すべての障がい者施設にアンケートを取り、具体的な方向がかなり出てきた。新潟市の支援と事業者で取り組めるものが、かなりを占めるので、取り組めないところをどうしていくか、今後、詰めていきたいと思う。

これまでは、高齢者福祉、子育て支援に大きなエネルギーを使ってきた。そのこともあり、子育て支援は、新潟市が全国で最も子育て支援にやさしいという外部評価をいただいた。高齢者支援も、特別養護老人ホームの前倒しを、これほど大きなスケールでやっているところはないと、全国的な評価を受けている。現在は、障がい者福祉に力を入れることができるようになったので、さまざまなご意見をこれからもいただきたい。

難病患者向け障がい福祉サービスについて

○ 目的

制度の谷間のない支援を提供するため、H25.4.1「障害者総合支援法」において、障がい者の定義に難病等が追加され、障がい福祉サービスの対象となる。

市町村の任意事業である難病患者等居宅生活支援事業は、実施する自治体が4割程度に留まっており、サービスを受けられない地域が多くあった。  
 一方、障がい者向けの同種サービスは全国で受けることができる。  
 ⇒ 障がい福祉サービスに移行することで、全ての地域でサービスが受給できる。  
 (新潟市では既に難病患者等居宅生活支援事業は実施済だった。)

○ 概要

- (1) 対象者：難病患者（身体障害者手帳の有無にかかわらず、診断書又は特定疾患医療受給者証により難病患者と確認できる者）
- (2) 手続き：障害程度区分認定が必要（日常生活用具，補装具を除く。）
- (3) 窓口：区健康福祉課健康増進係 → 障がい福祉係
- (4) その他：[国] 難病患者等居宅生活支援事業はH24年度で廃止  
 (ホームヘルプサービス事業，短期入所事業，日常生活用具給付事業)

○ 特定疾患医療受給者のうち障がい者手帳所持者

特定疾患医療受給者（5,939名）のうち、高齢者及び障がい者手帳所持者は3,387名（57.0%）。

特定疾患医療受給者	5,939名	⇒	[介護保険や障がい福祉サービスを利用可能]
うち高齢者，障がい者手帳所持者	3,387名		
① 高齢者(65歳以上)	2,758名		①を含む手帳所持者 1,732名 身体 1,669名 療育 23名 精神 40名
② ①を除く障がい者手帳所持者	629名		
身体障害者手帳所持者	576名		
療育手帳所持者	21名		
精神障害者保健福祉手帳所持者	32名		

※制度の優先度：高齢者 > 障がい者 > 難病患者

○ 広報

- ・市報にいがた掲載（H25.4）
- ・各区役所にて広報用チラシ（別紙）を配布
- ・特定疾患医療受給者全員へチラシを送付（H25.6）

○ 改正に対する市の取組み内容

- ・ 難病患者にかかる短期入所事業に対応するため、市民病院を事業者指定。
- ・ 日常生活用具給付事業の給付対象者に難病患者を追加。(要綱改正)

○ 難病患者等居宅生活支援事業の利用状況

事務事業		H23	H24	H25(6.30 現在)
ホームヘルプサービス	実利用者	1	0	0
	派遣日数	36	0	0
短期入所	延人数	7	3	0
	延日数	41	18	0
日常生活用具	実利用者	4	8	1
	件数	4	19	1
補装具※	実利用者	—	—	0
	件数	—	—	0

※H24 年度までは、難病患者等日常生活用具給付事業にて給付

# 平成25年4月から 難病等の方々が障害福祉サービス等の 対象となります

平成25年4月に施行される障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等の方々が加わります。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等※の受給が可能となります。

※ 障がい児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。  
障がい児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

## 対象者

対象疾患（裏面参照）による障がいがある方々。

## 手続き

対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、お住まいの区役所の担当窓口へ支給を申請してください。  
その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。

詳しい手続き方法などについては、下記の担当窓口までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

北区役所	健康福祉課	障がい福祉係	025-387-1305
東区役所	健康福祉課	障がい福祉係	025-250-2310
中央区役所	健康福祉課	障がい福祉係	025-223-7207
江南区役所	健康福祉課	障がい福祉係	025-382-4396
秋葉区役所	健康福祉課	障がい福祉係	0250-25-5682
南区役所	健康福祉課	障がい福祉係	025-372-6304
西区役所	健康福祉課	障がい福祉係	025-264-7310
西蒲区役所	健康福祉課	障がい福祉係	0256-72-8358



# 対象疾患一覧

1	lgA腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	99	膿疱性乾癬
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	脊髄空洞症	100	嚢胞性線維症
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	脊髄小脳変性症	101	パーキンソン病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癬	70	脊髄性筋萎縮症	102	バーシャー病
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	103	肺動脈性肺高血圧症
6	ウェグナー肉芽腫症	39	後縦靭帯骨化症	72	先端巨大症	104	肺泡低換気症候群
7	HTLV-1 関連脊髄症	40	拘束型心筋症	73	先天性QT延長症候群	105	バッド・キアリ症候群
8	ADH不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	106	ハンチントン病
9	黄色靭帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	107	汎発性特発性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	108	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	109	ビタミンD依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	110	皮膚筋炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	111	びまん性汎細気管支炎
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多巣性運動ニューロパチー	112	肥満低換気症候群
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	113	表皮水疱症
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	114	フィッシャー症候群
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性嚢胞腎	115	プリオン病
18	球脊髄性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遅発性内リンパ水腫	116	ベーチェット病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	117	ペルオキシソーム病
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
21	ギラン・バレ症候群	54	視神経症	87	TSH産生下垂体腺腫	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺気腫	88	TSH受容体異常症	120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
23	クッシング病	56	重症急性膵炎	89	天疱瘡	121	慢性膵炎
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特発性拡張型心筋症	122	ミトコンドリア病
25	クロウ・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特発性間質性肺炎	123	メニエール病
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特発性血小板減少性紫斑病	124	網膜色素変性症
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特発性血栓症	125	もやもや病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特発性大腿骨頭壊死	126	有棘赤血球舞踏病
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特発性門脈圧亢進症	127	ランゲルハンス細胞組織球症
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多巣性白質脳症	96	特発性両側性感音難聴	128	リソソーム病
31	原発性アルドステロン症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性難聴	129	リンパ管筋腫症
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群	130	レフェトフ症候群
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症				

## 「障害者支援区分」への名称・定義の変更 【資料1-⑤】

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。【平成26年4月1日施行】

### 改正内容① 「障害支援区分」への変更

「障がいの程度(重さ)」ではなく、標準的な支援の必要の度合いを示す名称へ変更

### 改正内容② 知的・精神障がいの特徴の反映

問題点： 知的・精神障がいについては、コンピュータ(一次判定)で低く判定される傾向があり、専門家の審査会による二次判定で引き上げられている割合が高い。

⇒ 障害支援区分の認定が知的・精神障がい者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずる。

### 改正内容③ 今後の給付

問題点： 障がい児・者の社会的状況(介護者、居住の状況等)を考慮すべき。

⇒ 法の施行後3年を目途として、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

### 「障害支援区分開発に係るモデル事業」

障害支援区分の開発にあたり、見直しを行った調査項目及びコンピュータ判定式の検証及び新たな認定調査・審査判定の仕組みを試行的に実施。

全国約100市町村で実施。

新潟市 3障がい×6区分×1件=18件実施

《106項目⇒80項目》

例①食事を食べやすくする等の支援を含む。【着眼点拡大】  
②危険な行為の認識(走っている車の前に飛び出さない等)を追加。【新規着眼点】